

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（284）」
2. 日時：平成29年8月21日 13時30分～15時10分
3. 場所：原子力規制庁 13階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、田尻安全審査官、近田安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室長代理 他6名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 運営グループ 専門課長

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課担当

中国電力株式会社：電源事業本部 副長（原子力設備）

電源開発株式会社：設備技術室 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「12条 安全施設」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 前回審査会合において、島根2号等の事例も踏まえ、中央制御室換気系ダクト等の保守管理を今後どのように進めようとしているのか点検周期、点検方法等を含めて説明するよう求めたにもかかわらず、本日示されたのは、現状の点検実績のみである。今後の保守管理方針について、整理して提示すること。なお、こちらの指摘の一部分だけをとらえて回答するのではなく、審査会合におけるやりとりを踏まえ、指摘の主旨を理解して回答しなければ、いたずらに審査に時間を要することになるため、その点に留意して、今後は対応すること。
 - 中央制御室のダクトの点検を形骸化させないための手順等について、具体的な点検範囲や点検方法が示されていないため、整理して提示すること。
- (2) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 使用済燃料プールのプールゲートの漏洩検知について、整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ」について、本日の提出資料に基づき説明があった。

(4) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・東海第二発電所 静的機器の単一故障について（指摘事項への回答）
- ・東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（安全施設について（静的機器の単一故障））
- ・東海第二発電所 新規性基準適合への対応状況（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（第16条））
- ・東海第二発電所 新規性基準適合への対応状況（原子炉冷却材圧力バウンダリ（第17条））